

令和7年 2月 3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)	
地域名 (地域内農業集落名)	呉竹 (呉竹)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 1月 29日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

個別農家は後継者不足により農業従事者の高齢化が進んでいる。集落外の認定農業者も当地域へ耕作しにきている。今後、担い手の後継者問題や、新規就農者の育成をどのように図っていくかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻による経営を展開している。水田管理等は認定農業者が中心となり行われて、個々の農業者の経費削減を図っていく。今後は物価上昇での肥料や農業資材の高騰対策が更に必要となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として呉竹における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を呉竹地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中間管理機構を活用して農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地については中間管理機構による賃借を原則とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、相談しながら取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--